

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋 (プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部) を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(東京都)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
東京都 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 調布市 町田市 国分寺市 府中市 西東京市	(1) 延べ面積が10,000㎡以下の建築物			
	木造*	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事	
	S造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事	
	RC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)	
	SRC造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	柱又ははりに鉄筋を配置する工事	
	上記以外	2階の床工事	2階の柱又は壁の取付工事	
	(2) 延べ面積が10,000㎡を超える建築物			
	木造	基礎工事に 関する工程	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		建方工事に 関する工程	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
	S造	基礎工事に 関する工程	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		建方工事に 関する工程	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事
	RC造	基礎工事に 関する工程	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		建方工事に 関する工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)
	SRC造	基礎工事に 関する工程	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		建方工事に 関する工程	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	柱又ははりに鉄筋を配置する工事
	上記以外	基礎工事に 関する工程	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
		建方工事に 関する工程	2階の床工事	2階の柱又は壁の取付工事
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な構造には、その他これに類する構造を含む。 ・特定工程後の工程において、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。 ・延べ面積が10,000㎡以下の建築物の場合、上記に掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、上記のいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。 ・延べ面積が10,000㎡を超える建築物の場合、逆打ち工法※のある場合は当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。また、建方工事に係る工程は、上記10,000㎡以下の建築物と同様。 ※逆打ち工法(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。) <p>*国分寺市のみに”木造及び木造との混構造”との明示あります。</p>		
	日野市	木造	屋根工事	壁の外装工事又は内装工事
		S造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事
RC造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事)	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事 (当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)	
SRC造		1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事	柱又ははりに鉄筋を配置する工事	
上記以外		2階の床工事	2階の柱又は壁の取付工事	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な構造には、その他これに類する構造を含む。 ・特定工程後の工程において、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。 ・上記に掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、上記のいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。 		

※1の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅 ・(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※フレキストの場合を含む	・なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(東京都)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
東京都 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 調布市 町田市 府中市 西東京市	新築 増築 改築 地階を除く階数が3以上のもの。 (法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積(増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により二以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。)が10,000㎡以下のものを除く。)	・法第68条の20の認証型式部材等である建築物 ・法第85条の適用を受ける建築物	指定なし
日野市	新築 増築 改築 地階を除く階数が3以上のもの。 (法第7条の3第1項第1号に規定する建築物を除く。)	・法第68条の20の認証型式部材等である建築物 ・法第85条の適用を受ける建築物	指定なし
国分寺市	新築 増築 改築 階数が3以上のもの。 (法第7条の3第1項第1号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積(増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により二以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。)が10,000㎡以下のものを除く。)	・法第68条の20の認証型式部材等である建築物 ・法第85条の適用を受ける建築物	指定なし

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。